

令和８年度エシカル消費普及啓発に係る広報等業務 委託仕様書（案）

1 目的

近年、貧困や人権問題、地球温暖化などの世界的課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）への取組が国際社会全体で進められている。

このSDGsを達成するには、消費者一人ひとりが自らの消費が社会や世界に与える影響を自覚して、人や社会、地域、環境に配慮した「エシカル消費」に取り組んでいくことが重要であるが、県内でのエシカル消費に対する認知度はまだ低い状況にある。

そこで、県民のエシカル消費の認知度向上を図り、実践へとつなげることを目的とした各種広報等業務を実施するものである。

2 委託業務名

令和８年度エシカル消費普及啓発に係る広報等業務

3 委託期間

契約締結日から令和９年２月２６日（金）まで

4 委託業務の内容

（１）SNS広告

SNS媒体を活用した広告配信の企画・制作・運用を行うこと。

ア 配信期間

令和８年１１月～令和９年１月の３か月間

イ 対象媒体

X、Instagram、YouTube、Facebook 等から効果的な媒体を活用すること。（複数可）

ウ 留意事項

- ・「エシカル消費」のロゴマークと青森県エシカル消費マスコットキャラクター「エシル」（以下、「エシル」という。）のイラストを必ず入れること。（※）
- ・実写・アニメーションは問わないが、「エシル」を使用すること。（※）
- ・幅広い年齢層において理解しやすく、また、複数年にわたり使用できるような、普遍的な内容とすること。
- ・単に「エシカル消費」に関する情報を伝えるだけではなく、観る人の興味を引き、印象に残るような内容（趣旨、コンセプト、シナリオ、デザイン、音楽・効果音等）とすること。
- ・広告配信期間中に広告を視聴した人数が媒体別、月ごとにわかるレポートを、翌月末までに提出すること。

※ロゴマーク及びキャラクターの参考資料として、県の所有するイラストデータを提供する。

(2) トラック車体広告

生活協同組合コープあおもり（以下、「コープあおもり」という。）が保有する宅配トラックにエシカル消費に関するラッピング広告を掲載する。

※車体画像及び車体サイズを参考資料として提供する。

ア 掲載開始時期

令和8年11月

イ 実施台数

10台（コープあおもり宅配事業部青森センター、弘前センター、八戸センター、むつセンター、十和田センターの各2台）

ウ 留意事項

- ・「エシカル消費」のロゴマークと「エシル」のイラストを必ず入れること。
- ・制作にあたっては、エシカル消費の認知度向上につながるデザインとすること。
- ・コープあおもり及びラッピング施工業者との連絡調整は受託者が行うこと。
- ・ラッピング施工は平日以外に作業することとし、作業場所への車両搬入は施工業者または受託者が手配した者が行うこと。
- ・ラッピングを施行したトラックについて、委託期間終了後における原状回復は不要である。
- ・実施に係る費用には、コープあおもりに対して負担する広告掲載料（1台当たり55,000円（税込））を含めること。なお、本広告は委託期間終了後も継続して掲載される予定であるが、広告掲載料の負担は上記の金額一度限りであり、以降発生しない。
- ・やむを得ない事由により、開始時期が遅れる等の事態が発生した場合は、県と協議の上、承認を受けること。

(3) コンペ参加時の自由提案による取組

上記（1）、（2）に加え、事業者が本業務の目的達成に資すると考え提案した独自の広報手法による取組を行う。

ア 留意事項

- ・提案数は1本とする。
- ・実施開始時期は令和8年10月～11月とすること。
- ・若年層や現役世代をターゲットとし、費用対効果が見込まれる取組とすること。

5 成果品の提出等

(1) 成果品

- ア 業務報告書（紙及びデータ）
- イ その他業務実施にあたり制作した著作物・デザインのデータ

(2) 提出期限

令和9年2月26日（金）

(3) 提出場所

青森県交通・地域社会部地域生活文化課（南棟2階）

6 著作権等

- (1) 本業務に係る成果品については、成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。
- (2) (1)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県及び県から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受託者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (3) 受託者は、県及び県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (4) 受託者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

7 その他

- ・委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。また、他人の名誉、信用、プライバシー、肖像権、その他の権利を侵害しないこと。
- ・委託業務の実施にあたっては、県と十分な連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。